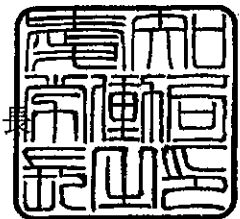


登録教習機関の登録事項変更の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月19日

愛知労働局長



- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 名 称 | 一般社団法人刈谷労働基準協会 |
| 2 所 在 地 | 刈谷市高松町1丁目29番地 |
| 3 代表者職氏名 | 会長 加藤 幹雄 |
| 4 登 録 番 号 | 第 1 4 0 0 号 |
| 5 登 録 区 分 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 |



名 称	変 更 後	一般社団法人刈谷労働基準協会
	変 更 前	一般社団法人刈谷労働基準協会
所 在 地	変 更 後	刈谷市高松町1丁目29番地
	変 更 前	刈谷市高松町1丁目29番地
代表者職氏名	変 更 後	会長 加藤 幹雄
	変 更 前	会長 新家 俊明
事務所の名称	変 更 後	登録教習機関の名称に同じ
	変 更 前	登録教習機関の名称に同じ
事務所の所在地	変 更 後	登録教習機関の所在地に同じ
	変 更 前	登録教習機関の所在地に同じ

